

(第一部)

第九十一回
參議院内閣委員會會議錄第十三号

昭和五十五年五月十三日（火曜日）

午前十一時三分開会

委員の異動

五
月
廿
四

辞

委員長

理事

委員

國務大臣 堀江 正夫君 桧垣徳太郎君 中西 郎君
運大藏山崎 篤君
輸大臣和泉 昇君
大大臣堺 脱タケ子君
臣森田 井上 計君
竹下 重郎君 地崎宇三郎君 登君

○靖国神社公式參拝に関する請願(第二九三号)
○遺族年金・扶助料の改善に関する請願(第四五八号外三件)
○旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願(第六一四号外三四件)
○靖国神社国家護持に関する請願(第七五六六号)
○環太平洋合同演習への自衛隊参加反対に関する請願(第八一九号)
○旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願(第一〇一五号外一一件)
○旧満州航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願(第一四〇三号)

- 傷病恩給等の改善に関する請願(第二外二五件)
- 外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願(第二九五一号外二三件)
- 情報公開法(仮称)の制定に関する請願(第三〇三六号外七件)
- 旧南方航空輸送部隊員の処遇改善に関する請願(第三三二六二号外一一件)
- 傷病恩給等改善に関する請願(第三三四八二号外二件)
- 大阪鉱山保安監督部の支部格下げ反対に関する請願(第三五一一号)
- 国家公務員等退職手当法・定年制導入反対に関する請願(第三六二五五号)
- 戦後強制抑留者補償要求実態調査費予算計上に

○委員長（古賀雷四郎君） 理事補欠選任の件についてお詰りいたします。
岡田君が一時委員を異動したのに伴い、現在理事が一名欠員となつておりますので、この際、理事の補欠選任を行いたいと存します。
理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(古賀雷四郎君) 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案並びに昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。

竹下大蔵大臣。

をいただける状態になつております。また、監督官庁であります運輸省にも、これも約二年前でございますが、国鉄共済年金問題懇談会というものを設置されまして、この中でも私どもの共済組合の財政問題につきまして鋭意御検討をいただいておる。それからさらに、今年度になりまして大蔵省に共済問題全体の研究のための委員会を設置されると聞いております。間もなくこれも発足されると承知しております。

これらの中でも私どもの共済組合の財政問題につきまして種々御議論をいただく予定でござりますので、将来どういう方向に持っていくんだという御質問でございますが、先ほど来申し上げましてはや私どもだけの力ではどうてい安定させることはできないと考えております。したがいまして、ただいま申し上げました運輸省、大蔵省にもよく御相談をいたしまして、共済組合全体の問題として御議論をいただくようにお願いしておるところでございます。

具体的な案につきましては、いまだいま申し上げましたとおり勉強中であるあるいはこれから御

議論いただくところでございますので、そういうところで御承知いただきたいと思います。

○滝山篤君 前回掛金率を引き上げて、総体的に黒字額がずいぶん違っているわけですね。そこで、昭和六十年になりますと、計画でなければ現職員は三十五万人になつて、年金の受給者はおおむね四十二万人前後、なお数年たちますと成熟度は一三〇から一三五まで猛烈にはね上がるわけですね。だれの責任があるなしにかかわらず、それをすべて国鉄並びに国鉄の現職職員の負担で賄うといふことは、もう全く不可能だと思うんです。

そこで、これらの展望になるわけですが、暫定的な解決といいますか、昭和六十年前後を目指しておる。それからさらに、今年度になりました大蔵省に共済問題全体の研究のための委員会を設置されると聞いております。間もなくこれも発足されると承知しております。

これらの中でも私どもの共済組合の財政問題につきまして種々御議論をいただく予定でござりますので、将来どういう方向に持っていくんだという御質問でござりますが、先ほど来申し上げましてはや私どもだけの力ではどうてい安定させることはできないと考えております。したがいまして、ただいま申し上げました運輸省、大蔵省にもよく御相談をいたしまして、共済組合全体の問題として御議論をいただくようにお願いしておるところでございます。

具体的な案につきましては、いまだいま申し上げましたとおり勉強中であるあるいはこれから御

議論いただくところでございますので、そういうところで御承知いただきたいと思います。

○滝山篤君 前回掛金率を引き上げて、総体的に黒字額がずいぶん違っているわけですね。そこで、昭和六十年になりますと、計画でなければ現職員は三十五万人になつて、年金の受給者はおおむね四十二万人前後、なお数年たちますと成熟度は一三〇から一三五まで猛烈にはね上がるわけですね。だれの責任があるなしにかかわらず、それをすべて国鉄並びに国鉄の現職職員の負担で賄うといふことは、もう全く不可能だと思うんです。

そこで、これらの展望になるわけですが、暫定的な解決といいますか、昭和六十年前後を目指しておる。それからさらに、今年度になりました大蔵省に共済問題全体の研究のための委員会を設置されると聞いております。間もなくこれも発足されると承知しております。

○説明員(川野政史君) ただいま先生御指摘のとおり、国鉄共済組合の財政計画は五十三、五十四、五十五と、三年間の暫定計画で現在進行しております。五十五年はその最終年度に当たるわけでござりますが、この計画は確かに三年間は若干ながら黒字で推移するという計画でございましたけれども、御指摘のとおり若干収支計画と乖離が出ておりまして、その主な原因は、一つは、簡単に申し上げますが、退職者の増加でございます。予定以上に退職者が増加をいたしまして、年金者がふえてまいりましたということです。

もう一つは、当時の計算は俸給上昇率を約八・五%と見込んでおりました。現在のような低位昇給になつておりますので、その間に收入に大きな乖離があつた。そのほか一、二ございますが大きく述べますと、いま申し上げたようなことで若干の乖離が出来まして、五十五年度はわずかではございませんけれども、また赤字状態になつてしまふことがあります。

このために、私どもは、現在共済組合の内部機関といたしまして収支計画策定審議会というのを持っています。これも五人の先生方、これ全部

部外の学識経験者でございますが、現在、この収支計画策定審議会で五十六年度以降の具体的な計画の審議をお願いしております。現在審議中でございます。いま御指摘の、国鉄自身のとりあえずの努力をどうするんだという御指摘につきましては、この審議会の結論を早く出していただきまして、それに基づきまして、私どもなりのなすべ

してとりあえず何らかの措置をすることを考えてその上で将来展望を見るのか、将来展望を考えながら当面の緊急的な措置をとつていくのか、いろんなやり方があると思うんですね。その意味で言うと、やや消極的、他人任せの点があることについて、国鉄側も他人任せでなくて、国鉄自身はこうしたいということで専門家の意見を聞くことでなればならないと思うんですね。その意味で見受けられるんです。その点もう一度明らかにしてもらいたい。

○説明員(川野政史君) ただいま先生御指摘のとおり、国鉄共済組合の財政計画は五十三、五十四、五十五と、三年間の暫定計画で現在進行しております。五十五年はその最終年度に当たるわけでござりますが、この計画は確かに三年間は若干ながら黒字で推移するという計画でございましたけれども、御指摘のとおり若干収支計画と乖離が出ておりまして、その主な原因は、一つは、簡単に申し上げますが、退職者の増加でございます。予定以上に退職者が増加をいたしまして、年金者がふえてまいりましたということです。

もう一つは、当時の計算は俸給上昇率を約八・五%と見込んでおりました。現在のような低位昇給になつておりますので、その間に收入に大きな乖離があつた。そのほか一、二ございますが大きく述べますと、いま申し上げたようなことで若干の乖離が出来まして、五十五年度はわずかではございませんけれども、また赤字状態になつてしまふことがあります。

このために、私どもは、現在共済組合の内部機関といたしまして収支計画策定審議会というのを持っています。これも五人の先生方、これ全部

部外の学識経験者でございますが、現在、この収

支計画策定審議会で五十六年度以降の具体的な計

画の審議をお願いしております。現在審議中でござります。いま御指摘の、国鉄自身のとりあえ

ずの努力をどうするんだという御指摘につきまし

ては、この審議会の結論を早く出してみま

して、それに基づきまして、私どもなりのなすべ

きことをなし、そして、先ほど申し上げました将

来計画といいますか、将来見通しにうまくつない

でいるようにしたいということで、現在、鋭意

審議会の審議を進めておる最中でござりますの

で、御承知いただきたいと思います。

○鴨山篤君 次に、政策的なことですから、両大臣にお伺いしますが、恩給にいたしましても年金にいたしましても、当然のことですが、その性格にいたしましても、老後は国民の生活安定、特に年金につきましては老後の安定と、そういう性格に尽くるわけであります。

ところが、共済組合あるいは恩給・援護法、すべてそうでありますから、前年度の国家公務員の賃上げが基礎になつているわけですね。一言で言えば一年おくれということになるわけです。最近の人事院勧告というのは、かつてのように秋や冬に出されるものでなく、ほとんど夏場に出るわけであります。そういうものが慣行化しているわけです。

そこで、当然のことですが、生活の保障、安定という立場から言わならば、これは一年おくれと

いうのは理由にならないというふうに思います。

皆さんの方では、財政措置というふうなことをしばしば言われるわけですから、これは公務員給与あるいは公共企業体の給与にいたしまして

も、最低限の昇給の原資は予算に組まれているわけです。したがつて、一定のものは予算を組もうと思えば骨格的には組めるわけです。問題は、政治的に決断をするかしないかというところにある

と思うんです。毎回、この法案の審査に当たりまして、公務員の賃金の一年おくれというのは通常

くない、同じにすべきではないかという附帯決議もあるいは審議もずつと長年続いているわけですね。もうこの辺で決断しなければならない

と思いますが、両大臣いかがでしょう。

○國務大臣(竹下登君) これは、現職公務員の給与改定と恩給共済年金受給者の間の一年間の開

きがあると、こういう御指摘は間々いただいておるところであります。歴史的に振り返って見まし

ても、まず、公務員給与の問題一つを考えてみま

すと、なかなか困難な問題ではないかというふう

に考えております。

○鴨山篤君 いざれ、これは繰り返し論争しなきやならぬと思うんです。

さてその次に、国家公務員と三公社の年金の取り扱いの中で異なる取り扱いをしておりますのは三つぐらいあるわけですが、その中で一番の問題は、これは退職時の賃金を基礎にするか、これは三公社ですね。国家公務員の一ヶ月間の賃金のタルを基礎にするか、これが一番大きな相違点だと思います。いずれ、御回答としては退職金の話が出てくると思いますが、本来、退職金と年金の取り扱いは性格の違う問題であります。国家公務員の方の取り扱いの方が不利になつてゐるわけですね。これはまことに矛盾もはなはだしいと思うわけです。過去のいきさつは十分承知をしておられます、もうこの辺で国家公務員の取り扱いを三公社の職員と同じように、また、公務員法も退職時におけるというふうに法律では決めてあるわけですね。したがつて、国家公務員の退職時におきます最終の賃金というものを基礎にして、三公社と同じような取り扱いをすることが一番均衡が図られるわけです。そういうふうに手直しをすべきだと想いますが、その点いかがですか。

○政府委員(西垣昭君) 公務員と公企体との間に御指摘のような違いがあることは事実でございます。言われましたように、從来退職金の扱い等パッケージで御説明するというようなこともしております。この問題につきましては、実は私もどもとしても、今後も検討しなければならない一つの課題であるというふうに考えておりまして、先ほどお話をありました各共済グループを通じて基本的な問題について検討をするという研究会を近く発足させることになつておりますけれども、そこで、もし国鉄共済をほかの共済と統一させるというふうなことを検討することになりますと、当然のことながら、こういった制度の差異をどうするかということも避けては通れませんので、そういうふうに一環として私ども検討していくといふふうに

考えております。

○鴨山篤君 ということは、いまの問題を含めて国家公務員と三公社の間で食い違いのありますところは天井の問題であるとか、いろいろなことがあります。あるわけですが、それらも抜本的な検討にゆだねてしまう、ゆだねなければ当面的な解決はしないのだと、そういうふうにお考えなんですか。どうですか。

○政府委員(西垣昭君) 国鉄の共済が成熟度が最も早く高まつた例でございますが、成熟度の高まりというのは、これから老齢化社会を迎えて、どの共済グループにも襲つてくる大問題でござります。これに対し、財源をどうするかということは、これはもう真剣に考えなくちゃならない問題でございますが、同時に、財源の充実を図るとともに、給付の方の節約につきましても十分検討しなければならないということでございまして、私どもいたしましては、それの一環として、検討してまいりたいというふうに考えております。

○鴨山篤君 余り賛成といいますか、納得はできませんが、前に進みます。先ほどお話にもあります共済年金の研究会の話ですが、近く大蔵省が責任個所になつて発足をされるというふうに聞いているのですが、これはいろんな視野があると思うんですね。たとえば財政基盤上のことを重視をしていくやり方もあるだろうし、あるいは一元化を図るという意味の制度上のことを基本的に解決するためにつくるのだという見方をすればそれなりの研究の方法があると思うんですが、近く発足をするであります。つまりました各共済グループを通じて基本的な問題について検討をするという研究会を近く発足させることがでありますけれども、そこで、もし国鉄共済をほかの共済と統一させるというふうなことを検討することになりますと、当然のことながら、こういった制度の差異をどうするかということも避けては通れませんので、そういうふうに一環として私ども検討していくといふふうに

が当面しております共通した問題につきまして研究をしたいと。それを整理してみますと、三つあります。

第一が、職域年金としての共済年金のあり方でございまして、将来の年金の成熟度とか年金財政の展望を踏まえまして、職域年金としての共済年金として今後どうあるべきかという問題をひとつ研究したいと。

それから、もう一つが共済グループ以外の公的年金制度、たとえば厚生年金というような問題との整合性、あるいはその調整をどう図つていくかと、言われております官民格差問題についてどう対応していくかと。

それから第三が、先ほど御指摘のありました統合の問題でござります。先ほど国鉄からもお話をされましたように、だんだんと単一のグループでは補てんをしにくくなるような状況が生まれつつございます。年金の問題でございまして、これは相互に補てんし合うということでござりますので、年金集団が大きくなればなるほど財政は安定するという問題がございますが、それぞれのグループはそれぞれの歴史とか経緯を持っておりましすし、問題も違います。それから、統合に伴いまして利害関係も違うわけでございまして、これをどう対処していくかと。

大きく分けまして、この三つの問題につきまして検討していきたいというふうに考えておりました。大きめに聞いてはいるのですが、これで、私はなかなか成案ができなかつた。それができただ後で、共済としてどこまでやれるかというふうな問題につきまして慎重に検討しなければならないということがございましたので、予算関連法案には間に合いませんので、切り離して提出することになつてしまつたと、そういうことでございましたので、ひとつ御了承いただきたいと思います。

○政府委員(西垣昭君) 最後に、事務的なことですが、きょう法の審査が終わり、あした本会議があり、通ると思いますね。そうしますと、この改正の年金の支払いですが、おおむね何月ごろに支給をされるのかという点はいかがですか。

○政府委員(西垣昭君) 共済年金の次の定期支給月は六月となつておりますが、今回の法律改正に伴う年金改定増加分はこれには事務的には間に合いません。しかし、できるだけ早く法が成立しました場合には改定作業を進めまして、できれば七月中遅くとも八月初めには四、五月分、つまり六

月に支給されますのは三、四、五月分ですから、改善されるのは四、五月分でござりますので、四、五月分の改定差額分につきましてお手元に届くよ

うにしたいというふうに考えております。

○和泉照雄君 今国会に国家公務員及び公企体の職員関係の共済改定法案は合計四本出されております。これでございますが、恩給法の改定内容に準じた改定法案と、厚生年金の改定法案の内容に準じた改定内容とで、二大別できると思うんでございま

すが、本内閣委員会に提案されておるのは、このうちの恩給法の改定内容に準じた改定法案のようございます。さきに提案をされたときには一本化されたようでござりますけれども、今回はこんなに二大別されたというのはどういう理由によるんでしょうか。

○政府委員(西垣昭君) 一回に答けて出さなければならなかつた理由でございますが、恩給がらみの改定法案につきましては、これは予算関連法案でございますが、さきに提案をされたときには一本化されたようでござりますけれども、今回はこんなに二大別されたというのはどういう理由によるんでしょうか。

○政府委員(西垣昭君) 一回に答けて出さなければならなかつた理由でございますが、恩給がらみの改定法案につきましては、これは予算関連法案であるということから、二月中旬までには出さなくて済むのではないか成案ができなかつた。それができただ後で、共済としてどこまでやれるかというふうな問題につきまして慎重に検討しなければならないということがございましたので、予算関連法案には間に合いませんので、切り離して提出することになつてしまつたと、そういうことでございましたので、ひとつ御了承いただきたいと思います。

○和泉照雄君 時間があつませんので、ひとつ簡単に答弁をお願いしますが、これまで共済年金の支払いですが、おおむね何月ごろに支給をされるのかという点はいかがですか。

○政府委員(西垣昭君) 共済年金の次の定期支給月は六月となつておりますが、今回の法律改正に伴う年金改定増加分はこれには事務的には間に合いません。しかし、できるだけ早く法が成立しました場合には改定作業を進めまして、できれば七月中遅くとも八月初めには四、五月分、つまり六

金、遺族年金の寡婦加算は、現行額の二倍から一

五倍、金額にしますと六万円から七万二千円あるいは十二万六千円という大幅な引き上げとなつておるようあります。そこでまず今回、新法年金の寡婦加算の額を現行額に据え置いた理由並びにこの点についての関係審議会においてどのような審議がなされたか、そのことを御説明を願いたいと思います。

○政府委員(西垣昭君) 恩給がらみの関係につきましては説明を省略いたしますが、現在のような保険システムに國家公務員共済組合が年金制度として発足いたしましたのが昭和三十四年でございまます。それ以前は恩給制度ということでございまます。現在の共済年金制度の遺族年金の寡婦加算額につきまして引き上げを見送ることとしておりますのは、遺族年金全体の総合的な見直しを行う中でこの寡婦加算問題も時間をかけて検討すべきであるという結論が、国共審でも出たし、それから地共審でも出たというようなことからでございます。そのときの議論は、厚生年金の今回の遺族年金に関する改正は、第一に、寡婦加算額を大幅に上さげること。第二に、寡婦加算を受ける者が同時にほかの制度の退職年金等の受給を受ける場合には、寡婦加算額の支給を停止すること。それから第三に、四十歳未満の子なし妻につきましては、遺族年金の受給権を認めないこととすることがあります。

共済年金の場合に、これと同じ処置をすることに当たつて問題になりましたのは、主として四十歳未満の子なし妻に対する取り扱いでございまして、共済年金の場合には、遺族年金を支給すべき遺族の認定に当たりましては、死亡した組合員または組合員であったとの生計依存関係を第一義的に重視しまして、組合員等の死亡によって経済的に打撃を受ける者を遺族として扱うと、残された者の年齢を遺族要件とする考え方は從来からもとつていないのでございます。夫や父母が遺族である場合も受給権の発生は認めまして、ただ、六十歳に達するまでは支給停止という扱いを行つてある、こんな取り扱いでございます。

ところが、今回の厚生年金の改正案では、妻につきまして、四十歳未満で子供がない場合には受給権そのものを認めないということでござりますので、共済年金でそれと同じ扱いをすることがなれば、遺族が夫や父母である場合はだらしく均衡を欠くことになる。そういうことで、遺族年金全体の体系上問題が多い、こういう問題がございます。国共審では、こういつたことがございましたので、慎重に検討するべきだというふうな御意見でございました。

それからそのほかに、寡婦にだけこれほど大幅な加算をつけることは、遺族年金全体の均衡上問題はないかというふうな指摘もございました。それから、寡婦加算の大幅引き上げに要する財源が、結局は保険料引き上げにはね返つてくるので、同じ財源でもっと別の改善を考えてみる必要ももあるのではないかというふうな御指摘もございました。

それで、そういつたことで、この問題につきましては、さらに慎重に時間をかけて検討すべきだという結論でございまして、今回の改正内容から脱落として、今回の法案の提出に当たりましては見送ったということでございます。

○和泉照雄君 いま御答弁がございましたとおり、厚生年金の改正法案の内容では、四十歳未満の子なし妻の遺族の除去ということ、それから併給の調整、寡婦加算の大幅な引き上げをセットとしてこのように行われて提案されておると言われておりますが、両大臣にお尋ねをしますが、公的年金の制度という全体的な整合性からすると、新法年金についても寡婦加算の大引き上げといふことが、遺族給付の改善ということからすると、当然考えられなければならないと思うのでござりますが、この点についての御所見伺いたいと思います。

○國務大臣(竹下登君) いま、主計局次長から二つの審議会における議論の経過を御説明申し上げたわけでございますが、やはり私どもは、厚生年金と同様に、遺族年金の充実につきましては、まさに寡婦加算の引き上げを重点とするかどうかを含めて、遺族年金の適正な水準のあり方、遺族の範囲や支給要件等の見直し、遺族年金と他の年金との併給調整等遺族年金に関する基本的諸問題について今後十分な検討を行つて、その結果を待つて措置していくたいと、そのように基本的に考えております。

○國務大臣(地崎宇三郎君) 大蔵大臣の御答弁と同様でございますが、さらに遺族の問題については検討してまいりたいと存じます。

○和泉照雄君 私は、少なくとも共済年金制度とともにかくとして、厚生年金改正法案のような年金の支給は行い得ないと、このように解するものでございますが、この点についての政府の御見解をお述べいただきたいと思います。

○政府委員(西垣昭君) 共済の問題といたしましては、先ほどもお答えを申し上げましたように、大変問題があるということで、今回見送ることにいたしまして、慎重に検討させていただきたいと思つております。

厚生年金の扱いにつきましては、厚生省の方から御説明をお聞き取りいただければ幸いと存じます。

○説明員(佐々木喜之君) 厚生年金につきまして、今回の遺族年金の改正の趣旨を申し上げたいと思います。

今回の法改正につきましては、社会保険審議会におきまして御議論をいただきまして、遺族年金の、この遺族の生活の支えであるというようなことから、改正はぜひ行うべきである。その際は、年金によりますとこれらの生活保障の必要性が高い年金によりますと、この年金の改定が、その辺の事情の説明を願いたいと思います。

○政府委員(西垣昭君) 旧令共済の関係の受給権者は、官吏が恩給、それから雇用人が共済という関係でございまして、この間はやはりどうしてもバランスをとらなくならないということでございまして、恩給にならつて寡婦加算額の大幅な引き上げを図つたところでございますが、新法の関係につきましては、先ほどから申上げてあるように、この問題がございますので、慎重に検討したいということで、検討結果が出るまでの間に逆転あるいはアンバランスが生ずるという問題はもちろんございますが、検討の過程におきまして、總合的にバランスがとれるような結論を得るよう私どもとしては努力していきたいと、いうふうに

さに寡婦加算の引き上げを重点とするかどうかをかという考え方のとに改正案を提出をいたしました次第でございます。

○和泉照雄君 再度大蔵省にお尋ねをいたしますが、今回の新法年金の寡婦加算について、恩給、厚生、旧法と同一歩調をとらないということは、今後新法のこの寡婦加算については独自の制度を考えておられるのか、その点についてお尋ねいたしております。

○政府委員(西垣昭君) 先ほどもお答えいたしましたように、新法の関係につきましては、いろいろと問題があつて、さらに慎重に検討すべきだという関係審議会の御意見がございましたので、今後関係省庁、関係審議会にお諮りしながら、いま言われたような問題も含めまして検討したいと考えておられます。

○和泉照雄君 今回、恩給法の改正に準じた本法律案が成立をいたしますと、本年六月以降分の遺族年金は、わずか一、二年の新法期間を有する更新の組合員であつた者の遺族と、新法期間を持たない、旧法の期間だけの組合員であつた者の遺族では、寡婦加算の引き上げがあるかないかによっては相当額の格差が出るということになると思ひますが、あるいはまた、逆転も起こる可能性があると思いますが、その辺の事情の説明を願いたいと思います。

○政府委員(西垣昭君) 旧令共済の関係の受給権者は、官吏が恩給、それから雇用人が共済という関係でございまして、この間はやはりどうしてもバランスをとらなくならないということでございまして、恩給にならつて寡婦加算額の大幅な引き上げを図つたところでございますが、新法の関係につきましては、先ほどから申上げてあるように、この問題がございますので、慎重に検討したいということで、検討結果が出るまでの間に逆転あるいはアンバランスが生ずるという問題はも

考えております。

○和泉照雄君 最後にお尋ねをしますが、先ほども質問がありましたが、共済年金制度の研究会が設置されるやに聞いておりますが、この研究会設置の目的、正式な名称それからメンバー、検討項目、設置の形式、諮問機関にするのか、あるいは大臣の私的諮問機関にするのか、答申の時期あるいは予算等研究会の概要について説明をお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○政府委員(西垣昭君) 検討内容につきましては先ほど御答弁いたしました。

それから、研究会の形式でございますが、正式の審議会というものにつきましては、既存の審議会の関係等いろいろ問題がござりますので、実行上の研究会といふことにしたいと思つております。

予算といたしましては、約百七十万の予算を五十五年度いたしましては、非常におずかしい問題をこれから検討していただくわざですから、そう簡単にはまらないと思いますが、一応二年ぐらいというふうに考えております。

それから、メンバーにつきましては、共済問題全般に通じます基本問題を研究していただくといふことでございまして、学識経験者で構成すると思っておりますが、メンバーは人選中でございまして、まだ未定でございます。

それから、名称でございますが、名称につきましては、これはこれから決めていただくわざでございまして、たとえば共済年金基本問題研究会というような名称にしたらどうかなと、以上でございます。

○答脱タケ子君 それでは、大変限られた時間でございまして、私は二点についてお伺いをいたします。

遺族年金を八割にという国民的な要求というのは年来強い要求になつておりますが、今回の改正案で寡婦加算を増額するというのは大変よいことだつて思つてます。年間四万八千円から十二万円に

ということあります。しかし一方で、本人が他の年金を受給するようになった場合に、寡婦加算の支給制限をするというのは一つの問題点だと思います。

○政府委員(西垣昭君) 旧令旧法の遺族年金受給者につきましては、恩給受給者との均衡を考慮する必要がございまして、恩給と同様に寡婦加算額を引き上げるとともに、給付調整を行うことが必要でございます。それで、上限設定につきましても、恩給と同様に厚生年金の最低保障額五十万一千六百円を考慮して措置したいと、このように予定しております。

○答脱タケ子君 厚生年金の遺族年金の最低保障額の五十万一千六百円ですね、というこの金額以上に受給していくとすると、寡婦加算が支給されないということになるわけですね。たとえば、その人が遺族年金の最低保障額の四十五万五千円を受給しておって、自分の年金を仮に五十万一千六百円さらには受給していくとすると、寡婦加算はゼロということになって、その合計額は九十五万六千六百円ということになるわけです。この金額は、夫を亡くした老婦人が生活をしていく上で十分なものかどうかということになりますと、たとえば生活保護世帯の保護基準の資料を見ますと、この中で住宅扶助の特別基準三万四千六百円というものを認められるに至ら、七十歳以上の女性で年額百八万五千九百八十八円になる。ですから、こういうやり方をいたしますと、生活保護基準以下ということになるわけです。

そこで、私は、せつかくこの遺族年金の受給の金額を上げたわざですから、寡婦加算を増加させてその恩恵に浴する、せつかく上げておつて恩恵が受けられないというようなことというのは非常に矛盾が大きいと思いますので、支給制限金額を五十五万一千六百円というようなどころに置くので

はなくて、これは政令で定めるということになつてゐるんだから、この制限金額をもつと上げるべきではないか、これは年金がわが国でも成熟をいたしました段階ではさらに検討する余地はあるう思うんですが、寡婦加算が上がつたと言つたつて月四千円が一万円になるという程度の上がり方なんですね。これが全部ゼロになるというようなことといふのは、せつかくの制度改善がきわめて遺憾だと思いますので、その支給金額を上げるべきではないか、制限金額を引き上げるべきではないかと思いますが、その点の御見解を伺つておきたい。

○政府委員(西垣昭君) いまの御指摘は、生活保護基準を参考にして上限の設定を考えたらどうかという御提案でございますが、一つには、官民比較ということが常に問題になつておりますように、厚生年金とのバランスという問題が一つござります。それから、生活保護と申しますのは、いわば救貧制度として最低生活費の保障を行うことを目的としたものでござりますし、一方、年金制度は、老後保障としてその給付水準の設定に当たりましては保険料負担等の年金財政との関連が密接でございます。で、いわば目的や機能も異なっておりますので、生活保護基準を参考にするというのは適当ではないのではないかという問題がござります。

それからもう一つ、上限の問題でござりますけれども、これは遺族年金と寡婦加算とを足した場合の上限でございまして、本人年金、遺族年金につきましては、幾ら多くてもその上限にはひつからぬ、こういう仕組みになつております。そのことをちょっとつけ加えさせていただきます。

○答脱タケ子君 いや、それはわかつた上で言うているんです。

いずれにしても、最低が生活保護基準を下回らない、上回るよう政令では運用上配慮される方が、せつかくの改善なんですから望ましいと思うわけです。で、大臣の御見解を聞きたいと思いますが、制限時間が非常に迫つておりますので、も

う一つ聞いておきたいと思います。

国鉄の共済組合年金というのと、五十一、五十二年度は赤字で、五十三年度再計算の結果やつと黒字になつた。で、これもまた間もなく赤字になりそだとうことでござります。国家公務員共済年金を見ますと、現在は黒字でございますね。で、この会計収支の見通しはどうなのかということができたと考えますが、これもまた早晚赤字となるのではないかと思えるんですね。

で、これはちょっとお聞きしたいんですが、今後これが再計算期の都度引き上げられていくということになりますと、公務員自身の生活に非常に大きく響いてくるのではないかという点が考えられるわけですね。これは、たとえば資料を大分いただこうと思っていろいろ苦労したんですが、掛金をちょっと見てみると、国家公務員の平均給与というのは、行(一)、行(二)とか全平均とかいろいろあります、大体十九万から二十万そこそこのなんですね、給料が。で、たまたまばかり出た林野庁によりますと、平均給与は十八万三千五百七十三円です。これで長期掛金と短期掛金の総額は幾らになるかというと、一万八千九百五十三円、ちょうど給料の一〇%強なんですね。こういうふうになつてまいりますと、これがもつと上がつていくということがありますと、国家公務員の生活水準に非常に大きく影響してくると考えるわけでござります。

したがつて、この際、政府は負担分を――これは現在一五%のようございますが、これを厚年並みに二〇%にする、掛け金の割合を労使分担分はいま折半でござりますけれども、これをヨーロッパの先進諸国のように労働者三、資本家七ということに改めるべきではないかと思うんです。これは私、國家公務員だけではなくて、わが国の民間企業の労働者も含めてこういうふうに改めるべきだと主張しているわけですが、今後の収支見通しと、そして一人一人の公務員の生活の中に与える

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

第三二四三号 昭和五十五年四月二十六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 愛知県蒲郡市竹島町二九ノ一四
紹介議員 藤川 一秋君

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。
第三二四四号 昭和五十五年四月二十六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 広島市丹入川口町九ノ一九 佐々
木忠義
紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。
第三一二四号 昭和五十五年四月二十六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 愛知県蒲郡市竹島町二九ノ一四
紹介議員 藤川 一秋君

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

第三一二五号 昭和五十五年四月二十六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 広島市丹入川口町九ノ一九 佐々
木忠義
紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

第三一二六号 昭和五十五年四月二十六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 山形市五日町三ノ五六 新関栄作
紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

第三一二七号 昭和五十五年四月二十六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 山梨県甲府市宝一三八ノ一八 小
林又五郎
紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

第三一二八号 昭和五十五年四月二十六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 和歌山市中島四九九 西本貫一
紹介議員 前田 熟男君

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

第三一二九号 昭和五十五年四月二十六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 群馬県高崎市岩押町二ノ三 笹反
紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

第三一二一〇号 昭和五十五年四月二十六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 群馬県高崎市岩押町二ノ三 笹反
紹介議員 藤川 太郎

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

第三一二一一号 昭和五十五年四月二十六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 群馬県高崎市岩押町二ノ三 笹反
紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

第三一二一二号 昭和五十五年四月二十六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 群馬県高崎市岩押町二ノ三 笹反
紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

する請願
請願者 高知市中水道五ノ四 丸岡伸子外
四百六十八名
紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二六五号 昭和五十五年四月二十六日受理
外地派遣旧軍属の待遇改善に関する請願
請願者 大阪府東大阪市本庄一、一五六
南敏巳

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二六六号 昭和五十五年四月二十六日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
請願者 福岡県田川市東区東町 高倉康男
外三千百二十四名
紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二六七号 昭和五十五年四月二十八日受理
情報公開法(仮称)の制定に関する請願
請願者 大阪市北区天神橋三ノ九ノ二七日
本労働組合総評議会大阪地方評議
会内 谷村幸子外四千六百三十名
紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二六八号 昭和五十五年四月二十八日受理
傷病恩給等の改善に関する請願
請願者 群馬県前橋市住吉町一ノ一三ノ二
九 西沢巴
紹介議員 最上 進君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二六九号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
請願者 兵庫県氷上郡氷上町谷村四一三
九 岩瀬典子外四百九十九名
紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二七〇号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
請願者 群馬県前橋市住吉町一ノ一三ノ二
九 西沢巴
紹介議員 最上 進君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二七一号 昭和五十五年四月二十八日受理
情報公開法(仮称)の制定に関する請願
請願者 大阪市北区天神橋三ノ九ノ二七日
本労働組合総評議会大阪地方評議
会内 谷村幸子外四千六百三十名
紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二七二号 昭和五十五年四月二十八日受理
傷病恩給等の改善に関する請願
請願者 群馬県前橋市住吉町一ノ一三ノ二
九 西沢巴
紹介議員 最上 進君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二七三号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
請願者 兵庫県氷上郡氷上町谷村四一三
九 岩瀬典子外四百九十九名
紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二七四号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
請願者 川崎市中原区上平間一、七〇〇
高島司外三百二十五名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二七五号 昭和五十五年四月二十八日受理
情報公開法(仮称)の制定に関する請願
請願者 川崎市中原区上平間一、七〇〇
高島司外三百二十五名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二七六号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
請願者 川崎市中原区上平間一、七〇〇
高島司外三百二十五名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二七七号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
請願者 川崎市中原区上平間一、七〇〇
高島司外三百二十五名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二七八号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
請願者 川崎市中原区上平間一、七〇〇
高島司外三百二十五名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二七九号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
請願者 川崎市中原区上平間一、七〇〇
高島司外三百二十五名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

する請願
請願者 名古屋市南区元塩町一ノ一 今
井浩司外千名
紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二八〇号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 兵庫県氷上郡春日町国領六九四
吉住秋子外四百九十九名
紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二八一号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 兵庫県氷上郡春日町国領六九四
吉住秋子外四百九十九名
紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二八二号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 川崎市中原区上平間一、七〇〇
高島司外三百二十五名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二八三号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 川崎市中原区上平間一、七〇〇
高島司外三百二十五名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二八四号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 川崎市中原区上平間一、七〇〇
高島司外三百二十五名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二八五号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 川崎市中原区上平間一、七〇〇
高島司外三百二十五名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二八六号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 川崎市中原区上平間一、七〇〇
高島司外三百二十五名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二八七号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 川崎市中原区上平間一、七〇〇
高島司外三百二十五名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二八八号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 川崎市中原区上平間一、七〇〇
高島司外三百二十五名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二八九号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 川崎市中原区上平間一、七〇〇
高島司外三百二十五名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二九〇号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 川崎市中原区上平間一、七〇〇
高島司外三百二十五名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二九一号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 川崎市中原区上平間一、七〇〇
高島司外三百二十五名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二九二号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 川崎市中原区上平間一、七〇〇
高島司外三百二十五名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二九三号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 川崎市中原区上平間一、七〇〇
高島司外三百二十五名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

第三一二九四号 昭和五十五年四月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 川崎市中原区上平間一、七〇〇
高島司外三百二十五名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四五七九号と同じである。

請願者 神戸市垂水区多聞台二ノ一第一 次多聞台公園住宅自治会内 二塚	紹介議員 岩崎 純三君
成子外一万七千六十名	この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。
紹介議員 柿沢 弘治君	この請願の趣旨は、第三〇三六号と同じである。
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願	第三三四二号 昭和五十五年四月三十日受理
請願者 熊本県阿蘇郡一の宮町宮地四、八 六三 下川範道外千七百十五名	傷病恩給等の改善に関する請願
紹介議員 志苦 裕君	第三三五五号 昭和五十五年四月三十日受理
この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	請願者 静岡県掛川市高御所一六八 小嶋 真一
外地派遣旧軍属の待遇改善に関する請願	第三三五六号 昭和五十五年四月三十日受理
請願者 大阪府八尾市西山本町二ノ五ノ一 五 竹田正男	傷病恩給等の改善に関する請願
紹介議員 堀江 正夫君	第三三五七号 昭和五十五年四月三十日受理
この請願の趣旨は、第二九五一号と同じである。	請願者 札幌市中央区北一条東一〇丁目 大湊清次
請願者 古賀雷四郎君	紹介議員 町村 金五君
第三三五二号 昭和五十五年四月三十日受理	この請願の趣旨は、第二八〇一号と同じである。
旧勳章叙賜者の名誉回復に関する請願	第三三五八号 昭和五十五年四月三十日受理
請願者 東京都世田谷区下馬六、四四八 太田公秀	旧南方航空輸送部隊員の処遇改善に関する請願
紹介議員 古賀雷四郎君	第三三六七号 昭和五十五年四月三十日受理
この請願の趣旨は、第一五六一號と同じである。	請願者 青森県三戸郡新郷村戸来 福士重 治
第三三五三号 昭和五十五年四月三十日受理	紹介議員 山崎 龍男君
旧勳章叙賜者の名譽回復に関する請願	この請願の趣旨は、第二八〇一号と同じである。
請願者 長野市稻里町中水鉋五〇七 青木 茂人	第三三六九号 昭和五十五年四月三十日受理
紹介議員 夏目 忠雄君	旧南方航空輸送部隊員の処遇改善に関する請願
この請願の趣旨は、第一五六一號と同じである。	請願者 佐賀県佐賀郡東与賀町住吉西 山 古賀辰夫
第三三五四号 昭和五十五年四月三十日受理	紹介議員 中村 横二君
傷病恩給等の改善に関する請願	この請願の趣旨は、第三二六二号と同じである。
請願者 長野市稻里町中水鉋五〇七 青木 茂人	第三三六八号 昭和五十五年四月三十日受理
紹介議員 夏目 忠雄君	旧南方航空輸送部隊員の処遇改善に関する請願
この請願の趣旨は、第一五六一號と同じである。	請願者 佐賀県佐賀郡東与賀町住吉西 山 古賀辰夫
第三三五五号 昭和五十五年四月三十日受理	紹介議員 中村 横二君
旧南方航空輸送部隊員の処遇改善に関する請願	この請願の趣旨は、第三二六二号と同じである。
請願者 太田公秀	第三三六七号 昭和五十五年四月三十日受理
紹介議員 古賀雷四郎君	旧南方航空輸送部隊員の処遇改善に関する請願
この請願の趣旨は、第一五六一號と同じである。	請願者 佐賀県佐賀郡東与賀町住吉西 山 古賀辰夫
第三三五六号 昭和五十五年四月三十日受理	紹介議員 中村 横二君
旧南方航空輸送部隊員の処遇改善に関する請願	この請願の趣旨は、第三二六二号と同じである。
請願者 德島市住吉町一ノハノ一六 山内 二郎	第三三六九号 昭和五十五年四月三十日受理
紹介議員 小林 国司君	旧南方航空輸送部隊員の処遇改善に関する請願
この請願の趣旨は、第三二六二号と同じである。	請願者 佐賀県佐賀郡東与賀町住吉西 山 古賀辰夫
第三三五七号 昭和五十五年四月三十日受理	紹介議員 初村滝一郎君
旧南方航空輸送部隊員に對し、福祉待遇の措置を講ぜられたい。	この請願の趣旨は、第三二六二号と同じである。
請願者 長野市稻里町中水鉋五〇七 青木 茂人	第三三七八号 昭和五十五年五月一日受理
紹介議員 夏目 忠雄君	旧南方航空輸送部隊員の処遇改善に関する請願
この請願の趣旨は、第一五六一號と同じである。	請願者 東京都港区新橋一ノハノ二航空 会館分館内財團法人日本航空協会
第三三五八号 昭和五十五年四月三十日受理	紹介議員 丸茂 重貞君
旧南方航空輸送部隊員の処遇改善に関する請願	この請願の趣旨は、第三二六二号と同じである。
請願者 宮崎県東諸県郡口富町森永一、七 〇一 太田吉弘	第三三七九号 昭和五十五年五月一日受理
紹介議員 坂元 親男君	旧南方航空輸送部隊員の処遇改善に関する請願
この請願の趣旨は、第三二六二号と同じである。	請願者 東京都港区新橋一ノハノ二航空
第三三五九号 昭和五十五年四月三十日受理	命令で行動する軍隊員でありながら、恩給等の福祉のみが除外されたままである。(五)戦後復帰すべき母体を失い、再起に困難を極めた。以上のように、南航隊員は極めて特殊な事情にある。終戦以来三十数年を経た今日、国の福祉施策も着々と進展し、社会的不公平も逐次是正されつつあり、特に赤從軍看護婦に対する特別慰労金の国家補助は、恩給・年金に次ぐ第三の待遇方策として妥当かつ適切な措置として評価せられるべきものである。南航隊員の場合には、その母体であつた前記の表彰及び弔慰援護に基づき、日本航空協会に括して補助金として交付することが適當と思う。(資料添付)

会館分館内財團法人日本航空協会 内南航会内 石橋健 紹介議員 遠藤 政夫君	この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。 第三二八〇号 昭和五十五年五月一日受理 旧滿州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願 請願者 三重県度会郡大宮町滝原六七七〇 二 入江健次 紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。 第三二八一号 昭和五十五年五月一日受理 傷病恩給等の改善に関する請願 請願者 福岡県大牟田市花園町四九ノ五 岳昌男 紹介議員 遠藤 政夫君	この請願の趣旨は、第二八〇一号と同じである。 第三二八二号 昭和五十五年五月一日受理 傷病恩給等の改善に関する請願 請願者 広島県呉市阿賀中央四ノ四ノ一 光清茂 紹介議員 永野 嶽雄君
この請願の趣旨は、第二八〇一号と同じである。 第三二八三号 昭和五十五年五月一日受理 傷病恩給等の改善に関する請願 請願者 三重県津市長岡町八〇〇ノ一〇 福森長治 紹介議員 林 寛子君	この請願の趣旨は、第二八〇一号と同じである。 第三二八四号 昭和五十五年五月一日受理 外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願 請願者 三重県津市長岡町八〇〇ノ一〇 福森長治 紹介議員 林 寛子君
この請願の趣旨は、第二九五一号と同じである。 五月十三日本委員会に左の案件が付託された。 一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(第三三一一六号)(第三三一一号)	この請願の趣旨は、第二九五一号と同じである。 五月十三日本委員会に左の案件が付託された。 一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(第三三一一六号)(第三三一一号)

号) (第三七二九号) (第三七三〇号) (第三七三 一號) (第三七三二号) (第三七三三号)	一、国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請 願(第三七三四号) (第三七三五号) (第三七三 六号)
一、外地派遣旧軍属の待遇改善に関する請願 (第三七三七号)	一、傷病恩給等改善に関する請願(第三七三八 号)
一、戦後強制抑留者補償要求実態調査費予算計 上に関する請願(第三七六二号)	一、戦後強制抑留者補償要求実態調査費予算計 上に関する請願(第三七六二号)
一、傷病恩給等の改善に関する請願(第三七六 三号)	一、傷病恩給等の改善に関する請願(第三七六 三号)
一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反 対に関する請願(第三七八七号) (第三七八八 号) (第三七八九号) (第三八一二号) (第三八二 二号) (第三八二三号)	一、旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にい う外国特殊機関職員指定に関する請願(第三 九五〇号)
一、国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請 願(第三八二四号) (第三八二五号) (第三八二 二号)	一、旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願(第 三九五一号)
一、大東亜戦争中湘桂作戦従軍者への戦務加算 改定に関する請願(第三八四九号) (第三八五 五号)	一、傷病恩給等の改善に関する請願(第三九五 二号) (第三九五三号)
一、傷病恩給等の改善に関する請願(第三八五 一号)	一、戦後強制抑留者補償要求実態調査費予算計 上に関する請願(第三九五五号) (第三九五六 号) (第三九五七号) (第三九五八号)
一、傷病恩給等に関する請願(第三八五二号) 一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反 対に関する請願(第三八九二号) (第三八九三 二号) (第三八九四号)	一、傷病恩給等の改善に関する請願(第三九五 九号) (第三九六〇号)
一、国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請 願(第三八九五号) (第三八九六号) (第三八九 七号) (第三八九八号)	一、戦後強制抑留者補償要求実態調査費予算計 上に関する請願(第三九六一号) (第三九六二 号)
一、国家公務員の定年制・退職手当法改正反対 等に関する請願(第三九一一号)	一、旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にい う外国特殊機関職員指定に関する請願(第三 九六三号)
一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反 対に関する請願(第三九一四号)	一、新家武一郎君
一、外地派遣旧軍属の待遇改善に関する請願 (第三九二〇号)	この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。
一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反 対に関する請願(第三九一四号)	紹介議員 安孫子藤吉君

号) (第三九二一号) (第三九二二 号)	一、旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願(第 三九二三号)
一、戦後強制抑留者補償要求実態調査費予算計 上に関する請願(第三九二四号)	一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反 対に関する請願(第三九二五号)
一、傷病恩給等の改善に関する請願(第三九二六 号)	一、旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊 機関指定に関する請願(第三九二六号)
一、国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請 願(第三九二七号)	一、旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にい う外国特殊機関職員指定に関する請願(第三 九二七号)
一、傷病恩給等の改善に関する請願(第三九二八 号)	一、旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊 機関指定に関する請願(第三九二八号)
一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反 対に関する請願(第三九二九号)	一、新家武一郎君

第三三三一六号 昭和五十五年五月二日受理	一、傷病恩給等の改善に関する請願(第三九二 九号)
第三三三一七号 昭和五十五年五月二日受理	一、旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にい う外国特殊機関職員指定に関する請願(第三 九二九号)
第三三三一八号 昭和五十五年五月二日受理	一、新家武一郎君
第三三三一九号 昭和五十五年五月二日受理	この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。
第三三三二〇号 昭和五十五年五月二日受理	紹介議員 安孫子藤吉君

第三三三二一號 昭和五十五年五月二日受理	一、傷病恩給等の改善に関する請願(第三九三 一号)
第三三三二二號 昭和五十五年五月二日受理	一、新家武一郎君
第三三三二三號 昭和五十五年五月二日受理	この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。
第三三三二四號 昭和五十五年五月二日受理	紹介議員 安孫子藤吉君
第三三三二五號 昭和五十五年五月二日受理	この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。

ながら年額十八万円である。これは諸恩給の三分の一にも及ばぬ額に過ぎないのに、昭和五十五年度予算ではなんらの考慮を払われるところなくすえ置かれているので、介護を要する重症者に対する特別加給は、他の諸恩給とともに年々増額すること。

二、重複障害者の症状は、切り捨てられている部分があるので、制限を撤廃して各症状の合算した額を支給すること。

三、公務員給与の増額は、毎年四月にさかのぼって支給されるが、傷病恩給の改善は、これに基準にして翌年の通常国会に付議され、これにしたがつて実施され一年後れとなつてるので、傷病恩給も物価上昇、経済の変動等に即応できるよう公務員給与と同時に是正すること。

第三四八三号 昭和五十五年五月八日受理
旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願
請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空会館分館内日本航空協会内中華航空会館内 友田信
紹介議員 竹内 潔君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第三四八四号 昭和五十五年五月八日受理
旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願
請願者 香川県高松市玉藻町五ノ三 高橋坦
紹介議員 真鍋 賢二君
この請願の趣旨は、第一五六一號と同じである。

第三四八五号 昭和五十五年五月八日受理
傷病恩給等の改善に関する請願
請願者 兵庫県姫路市豊富町重国一、四七
紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第二八〇一號と同じである。

第三四八六号 昭和五十五年五月八日受理
傷病恩給等の改善に関する請願(二通)
請願者 東京都江東区北砂四ノ三一ノ一四
紹介議員 竹内 潔君
この請願の趣旨は、第二八〇一號と同じである。

第三四八七号 昭和五十五年五月八日受理
傷病恩給等の改善に関する請願
請願者 愛媛県西条市福森町 伊藤隆義外
紹介議員 桧垣徳太郎君
一名
この請願の趣旨は、第一八〇一號と同じである。

第三四八八号 昭和五十五年五月八日受理
傷病恩給等の改善に関する請願
請願者 熊本県球磨郡錦町一武 福屋政雄
紹介議員 細川 護熙君
この請願の趣旨は、第二八〇一號と同じである。

第三四八九号 昭和五十五年五月八日受理
外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願
請願者 鳥取県八頭郡用瀬町鷹取六六 森 尾尚雄
紹介議員 山本 富雄君
この請願の趣旨は、第二九五一號と同じである。

第三四五一号 昭和五十五年五月八日受理
大阪鉱山保安監督部の支部格下げ反対に関する請願
請願者 大阪市大淀区天神橋七ノ一ノ一〇
紹介議員 谷波正三外十名
この請願の趣旨は、第一五六一號と同じである。

第三四五二号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
請願者 石川県金沢市田島町三 小坂義久
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三四五三号 昭和五十五年五月九日受理
外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願
請願者 宮崎県えびの市岡松一、三九五
紹介議員 宮之原貞光君

五県の鉱山の保安行政をつかさどるべく、大阪鉱山保安監督部が設置された。以降、それによつて、保安行政が著しく強化拡大され、その結果、鉱山災害は、災害件数のみならず、災害率も減少傾向を示しており、また、鉱害問題についても未然防止という見地から対策が強化されてきたことにより紛争の発生を見ていよい。これは地域住民と鉱山労働者の生命、安全を守るという法制定の趣旨が、大阪鉱山保安監督部という一ブロック、一機関の理想的な姿で存在し、その的確な行政指導にあたかるところ大なるものがある。地域に密着したきめ細かい保安対策とその徹底した指導が大阪を中心とした領域に浸透しつつある今日、特に鉱業の特殊性とはいえ、地下における採掘は次第に深部に移行して来ており、鉱山保安行政の重要性はいよいよ深まるばかりである。しかしながら、政府は三月二十八日の閣議において、一省一ブロック削減という行政改革により、名古屋鉱山保安監督部を存続し、その傘下に大阪鉱山保安監督部を支部に格下げして收めるという誠に不合理な行政方針を打ち出したことは、大阪管内で稼行している我々鉱山としては、一ブロックに行政機関がないも同然であり、また反面、大阪と名古屋の二つの行政機関の指導下におかれるという二重行政に近いものとなる恐れがある。大阪が東京に次ぐ日本の経済及び産業の中核でありながら保安行政での大きなブランクとなることは避けられず、この不自然さは我々の企業のみならず関西住民全體が疑問、猜疑視するところである。また、阪神地域の経済、産業の地盤沈下が叫ばれている今、なお一層これに拍車、追打ちをかけることは火を見るよりも明白である。

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。
第三五三三号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
請願者 外四千百九十九名
紹介議員 理由
昭和二十四年に鉱山保安法が制定され、近畿二府の存続を要望する。

</div

この請願の趣旨は、第二九五一号と同じである。

第三五三八号 昭和五十五年五月九日受理
外地派遣旧軍属の待遇改善に関する請願

請願者 和歌山市北新七軒町三 岡敏雄
紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第二九五一号と同じである。
第三五六一号 昭和五十五年五月九日受理
外地派遣旧軍属の待遇改善に関する請願

請願者 大分市下判田三、四八五 遠藤忠
紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二九五一号と同じである。
第三五六九号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 山形市青柳八七五 設楽新一外千
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。
第三五六九号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 六百二十八名
紹介議員 長崎県諫早市栄田町七九二 北村

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。
第三五六九号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 雅史外六千四百六十六名
紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。
第三五六九号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 長峰博人外二千二百八十八名
紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。
第三五六九号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 福島県会津若松市門田黒岩入水
紹介議員 長峰 博人君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。
第三五六九号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 内藤 功君
紹介議員 松本八重子外六千四十四
名

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。
第三五七八号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 茨城県水戸市元吉田町一、二四九
ノ一一 松本八重子外六千四十四
名

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。
第三五七八号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 宮沢直一外千三百五十名
紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三五七九号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 水谷末義外二千二百一名
紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。
第三五八〇号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 長崎県東彼杵郡川棚町中山郷三
紹介議員 長崎県東彼杵郡川棚町中山郷三

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。
第三五八〇号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 雅史外六千四百六十六名
紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。
第三五八一号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 長崎県諫早市栄田町七九二 北村
紹介議員 岩上 二郎君

この請願の趣旨は、第二八〇一号と同じである。
第三五八二号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 長峰博人外二千二百八十八名
紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。
第三五八二号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 福島県会津若松市門田黒岩入水
紹介議員 長峰 博人君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。
第三五八二号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 会館分館内神田法人日本航空協会
紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第三二六二号と同じである。
第三六一八号 昭和五十五年五月九日受理
旧南方航空輸送部隊員の待遇改善に関する請願

請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空
会館分館内高橋雅也

この請願の趣旨は、第二八〇一号と同じである。
第三六二五号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等退職手当法・定年制導入反対に関する請願

請願者 神戸市生田区相生町一ノ二七全労
働省労働組合兵庫支部神戸職安分会
内浜崎正司外百五十七名
紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三二六二号と同じである。
第三六二五号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等退職手当法の改悪・定年制導入のため
の国家公務員法・地方公務員法の一部改悪に反対する。

理由
政府、自民党は政・財・官の金権・腐敗・汚職の構造に対する国民批判に目をつむり、逆に一航公務員に対し賃金抑制、共済年金支給年齢の繰上げ・高齢者の昇給停止や、「綱紀肅正」を口実に既得権の一方的はく奪など公務員攻撃を強めてき

てある。更に、今、退職金の切下げ・定年制導入など公務員諸制度の抜本的改悪に向け、政府は、我々の強い反対を押し切り「退職手当法改悪法案」、定年制導入のための「国家公務員法・地方公務員法の一部改悪法案」を国会に提出し、成立を図ろうとしている。退職手当法改悪法案は次の点から極めて不當なものである。(一)改悪内容は、支給額で約一割、最高で六箇月分もの支給額を削減するもので、本年四月以降昇給が停止される高齢労働者にとっては二重の生活破壊となり、公務員労働者の生活実態を全く無視したものである。また高級官僚と一般職員の退職金の膨大な格差を無視して一律削減することは極めて不當なものである。(二)政府は、改悪の口実として、「官民格差」を挙げているが、なんら具体的な資料を提示せず強行しようとしている。これは年金制度改革でも明らかのように、自から招いた「財政危機」をすべての公務員労働者の労働条件の切下げに転化する不当なものである。(三)労使交渉で決められるべき労働条件の重大な変更を労働組合との十分な協議もせず、極めて短期間に強行しようとする不当なものである。また、定年制導入は、特定年齢に達したものを「法律」により一方的に首を切り、退職手当金の切下げとともに、老後の生活を二重三重にも脅かす極めて不當なものである。これら攻撃は、財政危機・高齢化社会論を口実とした国公労働者の賃金をはじめとする公務員制度の抜本的改悪を强行することによって、全労働者の労働条件を更に引き下げるなどをねらつたものである。

第三六二六号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
請願者 青森県上北郡七戸町太田一・五ノ九名
紹介議員 田中寿美子君

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三六二七号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 富山市奥田町一一ノ一六 山本和子外三千五百二十七名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三六二八号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 福井市大手二ノ一六ノ一三 多賀谷眞澄外千八百八十七名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三六二九号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 静岡県富士市吉原一ノ八ノ一一

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三六三一号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 福井市大手二ノ一六ノ一三 多賀谷眞澄外千八百八十七名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三六三二号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三六三三号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三六三四号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願

請願者 千葉県松戸市高塚新田一二三ノ一
内 清水石隆外二百七十六名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三六三五号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願

請願者 青森県南津軽郡浪岡町若松七六ノ二
内 千葉喜八郎外七百六十四名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

第三六三六号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願

請願者 大分県宇佐市四日市一、五八四ノ一
内 笠原了外千八百五十五名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

第三六三七号 昭和五十五年五月九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 石川県小松市吉竹町五六 吉岡憲
外一千三百七十五名

紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

紹介議員 平岡ゆづる外七百二十六名
請願者 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

紹介議員 二三 岡野公一外四千五百七十三
請願者 平岡ゆづる外七百二十六名
この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

紹介議員 三 茜ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

紹介議員 三 岐玉県入間郡毛呂山町西大久保七
請願者 二三 岡野公一外四千五百七十三
この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

紹介議員 四 平岡ゆづる外七百二十六名
請願者 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

紹介議員 四 平岡ゆづる外七百二十六名
請願者 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

紹介議員 五 富佐子外二百七十七名
請願者 石川県江沼郡山中町上野町 山岸
この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

紹介議員 六 富佐子外二百七十七名
請願者 石川県江沼郡山中町上野町 山岸
この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

紹介議員 六 富佐子外二百七十七名
請願者 石川県田川市東区夏吉秋里 金子
この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

紹介議員 六 富佐子外二百七十七名
請願者 福岡県田川市東区夏吉秋里 金子
この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

紹介議員 七 群馬県高崎市阿久津町一〇四ノ三
請願者 新潟県上越市寺町三丁目天道 矢
この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

紹介議員 野明子外二千四百九十九名 請願者 安武 洋子君 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三六五五号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
紹介議員 小巻 敏雄君 請願者 内田芳穂外千三百九十九名 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三六五六号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
紹介議員 市川 正一君 請願者 四八 近藤智津子外六百四名 この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。	第三六五六号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
紹介議員 東京都板橋区西台三ノハノ一四 請願者 三原正三外千四百八十九名 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三六五六号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
紹介議員 上田耕一郎君 請願者 東京正三外千四百八十九名 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三六五六号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
紹介議員 福岡県筑後市蔵数五一五 北きぬ 請願者 より外九百四十一名 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三六五六号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
紹介議員 福間 知之君 請願者 本靖子外四千二百七十五名 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三六五六号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
紹介議員 山中 郁子君 請願者 横浜市緑区台村町四三九ノ一 平 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三六五六号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
紹介議員 細谷 守君 請願者 石川県金沢市神谷内町ヨノ一ノ一 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三六五六号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
紹介議員 山中 郁子君 請願者 下久子外千五十三名 この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。	第三六五六号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願(二通)
紹介議員 小谷 守君 請願者 柳瀬邦夫外七百二十二名 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三六五六号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
紹介議員 小山 一平君 請願者 七 山本直子外千名 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三六五六号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
紹介議員 小山 一平君 請願者 井上輝也外千二百三名 この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。	第三六五六号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
紹介議員 立木 洋君 請願者 岩手県盛岡市青山一ノ二五ノ一 この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。	第三六五六号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
紹介議員 立木 洋君 請願者 中島寿彦外二十二 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三六五六号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
紹介議員 和田 静夫君 請願者 秋田市新屋割山町六ノ一六 近江 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三六六一号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願
紹介議員 岩倉 藤吾君 請願者 京都市福知山市北本町一区 西村 順治 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三六六二号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願(五通)
紹介議員 脱脱タケ子君 請願者 中道春美外千四百七十九名 この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。	第三六六二号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願(五通)
紹介議員 安永 英雄君 請願者 ノ一 内田哲雄外二千百四十五名 この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。	第三六六二号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
紹介議員 安恒 良一君 請願者 山口県下関市綾羅木本町三ノ一〇 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三六七九号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
紹介議員 大森 昭君 請願者 京都市左京区大原勝林院町一九九 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三六七九号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
紹介議員 立木 洋君 請願者 千百五十名 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三六八四号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
紹介議員 立木 洋君 請願者 福島市松山町一五 加藤ヨシ外五 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三六八四号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
紹介議員 立木 洋君 請願者 千百五十名 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三六八五号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
紹介議員 立木 洋君 請願者 山形市飯塚町七七〇ノ三八 山川 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三六八五号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
紹介議員 森下 昭司君 請願者 隆外二千二百十九名 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三六八六号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願(二通)
紹介議員 森下 昭司君 請願者 森下 昭司君 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三六八六号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願(二通)
紹介議員 立木 洋君 請願者 岩手県盛岡市青山一ノ二五ノ一 この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。	第三六八七号 昭和五十五年五月十日受理 国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願(二通)

ること。

四、抑留中の損害と犠牲に報いるため、恩給法

上の抑留加算を三年と改正すること。

五、現地墓参、遺骨送還を早期に実現すること。

理由 昭和二十年八月十五日「ボツダム宣言」受諾によ

り太平洋戦争は終結して、我々は、祖国に送還さ

れることを保証されていたにもかかわらず、ソ連

の不当強制抑留によりその道は途絶して、賠償に

代わる強制労働に服し、数年にわたる飢餓と寒さ

の中で苦悩の極限に置かれ、辛うじて生還したも

のである。この不当抑留期間中筆舌に尽せぬ慘忍

極まる強制労働と鬼畜にも劣る非人道的ソ連の処

遇に哭き、万斛の恨をのみ、遂に祖国の土を踏め

ずに空しくソ連領の辺境に倒れた者は五万五千を

数えている。このような実情のなかで、戦後三十

余年間国内的にはなんらの補償もなく放置され

てきたことは、これまで歴史的事実として誠に遺

憾に堪えないところである。この賠償に代わる強

制労働は抑留者のみにその負担を帰すべきもので

はなく、国として公正に評価し、かつ適正な補償

の道を講ずるのが建前である。

第三七六三号 昭和五十五年五月十日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 茨城県日立市大甕町二ノ二四ノ九

紹介議員 藤田昌衛

この請願の趣旨は、第二八〇一号と同じである。

第三七八七号 昭和五十五年五月十日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 福井県勝山市北郷町伊知地 堂下

紹介議員 大木 正吾君

治外二千二百四十名

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三七八八号 昭和五十五年五月十日受理

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 埼玉県所沢市知ヶ原三ノ二八七ノ

一 村松昭外二千二百四十四名

紹介議員 矢田部理君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三七八九号 昭和五十五年五月十日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 大阪府八尾市八尾木東二ノ三二

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三七八二号 昭和五十五年五月十二日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 秋田県鹿角郡小坂町成森 神和夫

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三七八二三号 昭和五十五年五月十二日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 外九千三百四十九名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三七八二六号 昭和五十五年五月十二日受理

国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 香川県高松市新田町乙ノ八 中尾

紹介議員 鈴木 大垣晃

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三七八二六号 昭和五十五年五月十二日受理

国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 香川県高松市高松町四四一ノ五

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

第三七八四九号 昭和五十五年五月十二日受理

大東亜戦争中湘桂作戦従軍者への戦務加算改定に関する請願

請願者 北九州市小倉南区北方二ノ九ノ三

紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第一四一〇号と同じである。

第三七八五〇号 昭和五十五年五月十二日受理

大東亜戦争中湘桂作戦従軍者への戦務加算改定に関する請願

請願者 北九州市小倉南区下城野一ノ一二

紹介議員 岡田 広君

この請願の趣旨は、第一四一〇号と同じである。

第三八四四号 昭和五十五年五月十二日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 熊本市帯山一ノ一八ノ一八 藤本

紹介議員 細川 護熙君

この請願の趣旨は、第二八〇一号と同じである。

第三八五二号 昭和五十五年五月十二日受理

国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 宮城県仙台市保春院前丁五七ノ一

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第三四八二号と同じである。

第三八五二号 昭和五十五年五月十二日受理

国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 六 石垣晃

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第三四八二号と同じである。

第三八五二号 昭和五十五年五月十二日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 金子明恵外千四百一十九名

紹介議員 高杉 健忠君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三八五三号 昭和五十五年五月十二日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 青森県弘前市外崎一ノ六ノ一九

紹介議員 青森県弘前市外崎一ノ六ノ一九

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三八五三号 昭和五十五年五月十二日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 西牟田洋子外四千六百七十五名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三八五四号 昭和五十五年五月十二日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 橋ふみ子外二千八百八十二名

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三八九五号 昭和五十五年五月十二日受理 国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願(二通)	請願者 札幌市北区北十五条西四ノ七 曽根隆外二百八十九名 紹介議員 日黒今朝次郎君	第三八九六号 昭和五十五年五月十二日受理 国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願 請願者 青森県むつ市大平山田五四ノ三八 辻あや子外二百四十四名 紹介議員 大木 正吾君	第三八九七号 昭和五十五年五月十二日受理 国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願 請願者 福島県須賀川市森宿白石坂七一ノ 一四 上遠野アサ子外百三名 紹介議員 渡辺 武君	第三八九八号 昭和五十五年五月十二日受理 国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願 請願者 三重県久居市神原町 前田慎一外 九十名 紹介議員 勝又 武一君	第三九一四号 昭和五十五年五月十二日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願 請願者 愛知県春日井市勝川町八ノ三ノ四 七 原科美知子外二千二百八十三 名 紹介議員 村田 秀三君	第三九二〇号 昭和五十五年五月十二日受理 外地派遣旧軍属の待遇改善に関する請願 請願者 兵庫県美方郡浜坂町寺町 松岡正 夫 紹介議員 田渕 哲也君	第三九二二号 昭和五十五年五月十二日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願 請願者 鹿児島県西之表市西町七、〇七九 十五名 紹介議員 久保 亘君	第三九三五号 昭和五十五年五月十二日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(二通) 請願者 静岡市吉庄五四九ノ三 堀川珠江 外二千五百四十九名 紹介議員 野田 哲君	第三九三六号 昭和五十五年五月十二日受理 国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願(二通) 請願者 宮崎市本郷南方四、三四八ノ一 吉野郁子外四百二十名 紹介議員 野田 哲君	第三九五二号 昭和五十五年五月十二日受理 傷病恩給等の改善に関する請願 請願者 神戸市長田区五番町七ノ九ノ三 安田謙静 紹介議員 中西 一郎君	第三九五三号 昭和五十五年五月十二日受理 傷病恩給等の改善に関する請願 請願者 山形県新庄市泉田四〇二 海老名 金蔵 紹介議員 安孫子藤吉君	第三九五四号 昭和五十五年五月十二日受理 外地派遣旧軍属の待遇改善に関する請願 請願者 和歌山県那賀郡桃山町調月一、〇 四七 亀井勝太郎
第三九五〇号 昭和五十五年五月十二日受理 国家公務員の五十六歳以上昇給延伸を廃止すること。	請願者 高知市長沢五、六八一 山本三男 外二千六百八十三名 紹介議員 広田 幸一君	第三九五〇号 昭和五十五年五月十二日受理 五、労働行政確立のため職員を大幅に増員すること。 い、国民サービス部門の強化を図ること。	第三九二二号 昭和五十五年五月十二日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願 請願者 奈良県御所市南十三ノ一三三ノ二 木村和男外二千五十名 紹介議員 浜本 万三君	第三九二三号 昭和五十五年五月十二日受理 旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願 請願者 兵庫県加古川市西神吉町鼎ハ六二 富木和夫 紹介議員 田渕 哲也君	第三九二三号 昭和五十五年五月十二日受理 旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願 請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空会館分館内日本航空協会内中華航空会内 小桜潔 紹介議員 原 文兵衛君	第三九五一号 昭和五十五年五月十二日受理 旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願 請願者 東京都板橋区宮本町五五ノ七 渡辺守子 紹介議員 原 文兵衛君	第三九五一号 昭和五十五年五月十二日受理 旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願 請願者 東京都板橋区宮本町五五ノ七 渡辺守子 紹介議員 原 文兵衛君	第三九五〇号 昭和五十五年五月十二日受理 旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願 請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空会館分館内日本航空協会内中華航空会内 小桜潔 紹介議員 原 文兵衛君	第三九五〇号 昭和五十五年五月十二日受理 この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。	請願者 東京都国分寺市西町二ノ三八ノ一 八 中川九一 紹介議員 原 文兵衛君	請願者 東京都国分寺市西町二ノ三八ノ一 八 中川九一 紹介議員 原 文兵衛君	
第三九五二号 昭和五十五年五月十二日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願 請願者 高知市長沢五、六八一 山本三男 外二千六百八十三名 紹介議員 広田 幸一君	第三九五二号 昭和五十五年五月十二日受理 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三九五二号 昭和五十五年五月十二日受理 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三九五二号 昭和五十五年五月十二日受理 この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。	第三九五二号 昭和五十五年五月十二日受理 この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。	第三九五二号 昭和五十五年五月十二日受理 この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。	第三九五二号 昭和五十五年五月十二日受理 この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。	第三九五二号 昭和五十五年五月十二日受理 この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。	第三九五二号 昭和五十五年五月十二日受理 この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。	第三九五二号 昭和五十五年五月十二日受理 この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。	第三九五二号 昭和五十五年五月十二日受理 この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。		
第三九五三号 昭和五十五年五月十二日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願 請願者 奈良県御所市南十三ノ二 木村和男外二千五十名 紹介議員 浜本 万三君	第三九五三号 昭和五十五年五月十二日受理 旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願 請願者 兵庫県加古川市西神吉町鼎ハ六二 富木和夫 紹介議員 田渕 哲也君	第三九五三号 昭和五十五年五月十二日受理 旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願 請願者 東京都板橋区宮本町五五ノ七 渡辺守子 紹介議員 原 文兵衛君	第三九五三号 昭和五十五年五月十二日受理 旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願 請願者 東京都板橋区宮本町五五ノ七 渡辺守子 紹介議員 原 文兵衛君	第三九五三号 昭和五十五年五月十二日受理 旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願 請願者 東京都板橋区宮本町五五ノ七 渡辺守子 紹介議員 原 文兵衛君	第三九五三号 昭和五十五年五月十二日受理 旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願 請願者 東京都板橋区宮本町五五ノ七 渡辺守子 紹介議員 原 文兵衛君	第三九五三号 昭和五十五年五月十二日受理 旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願 請願者 東京都板橋区宮本町五五ノ七 渡辺守子 紹介議員 原 文兵衛君	第三九五三号 昭和五十五年五月十二日受理 旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願 請願者 東京都板橋区宮本町五五ノ七 渡辺守子 紹介議員 原 文兵衛君	第三九五三号 昭和五十五年五月十二日受理 旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願 請願者 東京都板橋区宮本町五五ノ七 渡辺守子 紹介議員 原 文兵衛君	第三九五三号 昭和五十五年五月十二日受理 旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願 請願者 東京都板橋区宮本町五五ノ七 渡辺守子 紹介議員 原 文兵衛君	第三九五三号 昭和五十五年五月十二日受理 旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願 請願者 東京都板橋区宮本町五五ノ七 渡辺守子 紹介議員 原 文兵衛君	第三九五三号 昭和五十五年五月十二日受理 旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願 請願者 東京都板橋区宮本町五五ノ七 渡辺守子 紹介議員 原 文兵衛君	
第三九五四号 昭和五十五年五月十二日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願 請願者 高知市長沢五、六八一 山本三男 外二千六百八十三名 紹介議員 広田 幸一君	第三九五四号 昭和五十五年五月十二日受理 この請願の趣旨は、第二八〇一号と同じである。	第三九五四号 昭和五十五年五月十二日受理 この請願の趣旨は、第二八〇一号と同じである。	第三九五四号 昭和五十五年五月十二日受理 この請願の趣旨は、第二八〇一号と同じである。	第三九五四号 昭和五十五年五月十二日受理 この請願の趣旨は、第二八〇一号と同じである。	第三九五四号 昭和五十五年五月十二日受理 この請願の趣旨は、第二八〇一号と同じである。	第三九五四号 昭和五十五年五月十二日受理 この請願の趣旨は、第二八〇一号と同じである。	第三九五四号 昭和五十五年五月十二日受理 この請願の趣旨は、第二八〇一号と同じである。	第三九五四号 昭和五十五年五月十二日受理 この請願の趣旨は、第二八〇一号と同じである。	第三九五四号 昭和五十五年五月十二日受理 この請願の趣旨は、第二八〇一号と同じである。	第三九五四号 昭和五十五年五月十二日受理 この請願の趣旨は、第二八〇一号と同じである。	第三九五四号 昭和五十五年五月十二日受理 この請願の趣旨は、第二八〇一号と同じである。	
第三九五五号 昭和五十五年五月十二日受理 国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願 請願者 鹿児島県西之表市西町七、〇七九 十五名 紹介議員 久保 亘君	第三九五五号 昭和五十五年五月十二日受理 傷病恩給等の改善に関する請願 請願者 山形県新庄市泉田四〇二 海老名 金蔵 紹介議員 安孫子藤吉君	第三九五五号 昭和五十五年五月十二日受理 傷病恩給等の改善に関する請願 請願者 山形県新庄市泉田四〇二 海老名 金蔵 紹介議員 安孫子藤吉君	第三九五五号 昭和五十五年五月十二日受理 傷病恩給等の改善に関する請願 請願者 山形県新庄市泉田四〇二 海老名 金蔵 紹介議員 安孫子藤吉君	第三九五五号 昭和五十五年五月十二日受理 傷病恩給等の改善に関する請願 請願者 山形県新庄市泉田四〇二 海老名 金蔵 紹介議員 安孫子藤吉君	第三九五五号 昭和五十五年五月十二日受理 傷病恩給等の改善に関する請願 請願者 山形県新庄市泉田四〇二 海老名 金蔵 紹介議員 安孫子藤吉君	第三九五五号 昭和五十五年五月十二日受理 傷病恩給等の改善に関する請願 請願者 山形県新庄市泉田四〇二 海老名 金蔵 紹介議員 安孫子藤吉君	第三九五五号 昭和五十五年五月十二日受理 傷病恩給等の改善に関する請願 請願者 山形県新庄市泉田四〇二 海老名 金蔵 紹介議員 安孫子藤吉君	第三九五五号 昭和五十五年五月十二日受理 傷病恩給等の改善に関する請願 請願者 山形県新庄市泉田四〇二 海老名 金蔵 紹介議員 安孫子藤吉君	第三九五五号 昭和五十五年五月十二日受理 傷病恩給等の改善に関する請願 請願者 山形県新庄市泉田四〇二 海老名 金蔵 紹介議員 安孫子藤吉君	第三九五五号 昭和五十五年五月十二日受理 傷病恩給等の改善に関する請願 請願者 山形県新庄市泉田四〇二 海老名 金蔵 紹介議員 安孫子藤吉君	第三九五五号 昭和五十五年五月十二日受理 傷病恩給等の改善に関する請願 請願者 山形県新庄市泉田四〇二 海老名 金蔵 紹介議員 安孫子藤吉君	第三九五五号 昭和五十五年五月十二日受理 傷病恩給等の改善に関する請願 請願者 山形県新庄市泉田四〇二 海老名 金蔵 紹介議員 安孫子藤吉君

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二九五一号と同じである。

第三九五五号 昭和五十五年五月十二日受理
戦後強制抑留者補償要求実態調査費予算計上に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市鴨川町南一二三 桑本重章
紹介議員 小林 国司君

この請願の趣旨は、第三七六二号と同じである。

第三九五六号 昭和五十五年五月十二日受理
戦後強制抑留者補償要求実態調査費予算計上に関する請願

請願者 長崎市築町四ノ一九 酒井進

紹介議員 中村 穎二君

この請願の趣旨は、第三七六二号と同じである。

第三九五七号 昭和五十五年五月十二日受理
戦後強制抑留者補償要求実態調査費予算計上に関する請願

請願者 東京都府中市白糸台一ノ六〇 川野久利

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第三七六二号と同じである。

第三九五八号 昭和五十五年五月十二日受理
戦後強制抑留者補償要求実態調査費予算計上に関する請願

請願者 長崎市白鳥町三ノ二五 松山隼太
紹介議員 初村滝一郎君

この請願の趣旨は、第三七六二号と同じである。

第十一号中正誤

ページ 段行 誤 正
一四三 返つ 返つて